鎌倉市農業委員会　令和　8　年度　第　6　回総会　次第	
日　時	令和８年（2026 年）９月 29 日(火)15 時 30 分開会
場　所	鎌倉市役所　本庁舎４階　402 会議室
委員名	１番 山中幸一、２番 石田直樹、３番 金田康浩、４番 平井保男、 ５番 小島信行、６番 関根豊、７番 郷原均、８番 齋藤竜直、 ９番 二之宮智和、10 番 市川幸子、11 番 宮地幸夫、 12 番 落合るみこ 以上 12 名
事務局出席者	山戸事務局長・秋山事務局長補佐・富田主事・植竹主事
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(秋山補佐)	議長。13番　飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、６番　関根委員、７番　郷原委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、３番　金田委員、７番　郷原委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第１、報告第 13 号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、５件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第１、報告第13号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第４条の届出について、８月12日から９月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の１～６ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 １ページの番号１と、２ページの整理番号１の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年９月７日に事務所へ転用のため、令和８年８月25日に専決処分いたしました。 続きまして、１ページの番号２と、３ページの整理番号２の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和８年９月15日に専用住宅へ転用のため、令和８年８月28日に専決処分いたしました。 続きまして、１ページの番号３と、４ページの整理番号３の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年９月16日に共同住宅へ転用のため、令和８年９月３日に専決処分いたしました。 続きまして、１ページの番号４と、５ページの整理番号４の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年10月５日に共同住宅、駐車場へ転用のため、令和８年９月９日に専決処分いたしました。 続きまして、１ページの番号５と、６ページの整理番号５の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年10月１日に共同住宅へ転用のため、令和８年９月10日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第２、報告第14号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、３件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第２、報告第14号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第５条の届出について、８月12日から９月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の７～11ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 ７ページの番号１と、９ページの整理番号１の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年11月16日に専用住宅へ転用のため、令和８年９月７日に専決処分いたしました。 続きまして、７ページの番号２と、10ページの整理番号２の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和８年11月１日に住宅敷地の一部へ転用のため、令和８年９月７日に専決処分いたしました。 続きまして、８ページの番号３と、11ページの整理番号３の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和８年11月６日に専用住宅へ転用のため、令和８年９月７日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第３、報告第15号、農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について、報告いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第３、報告第15号、農地法第18条第６項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の12ページをご覧ください 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第１項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。 本件は、この例外規定、同条同項第２号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、対象地については、今後は貸借を行わず、土地所有者が自ら耕作する予定です。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第４、議案第22号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第４、議案第22号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の13ページの議案書、14ページ、15ページの参考資料を

	ご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、15ページの参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の６項目に該当するかを確認します。 【要件６項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として、追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。 続いて、本議案についてご説明いたします。 本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は駐車場及び資材置場等となっており、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑧に該当します。 次に非農地の要件の６項目について、順番に確認させていただきます。 ①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第１種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第１種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しているため、対象地は、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等

	に支障が生じるおそれはありません。 ④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考えられます。 よって非農地の要件６項目をすべて満たしていることから、非農地として判断しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長（平井会長）	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
５番（小島委員）	議長。５番。９月 18 日（金）午前９時 30 分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 現地は、駐車場及び倉庫等となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 22 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（山戸局長）	総員挙手。
議長（平井会長）	総員の賛成をもちまして、議案第 22 号は承認されました。
議長（平井会長）	次に、日程第５、議案第23号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第５、議案第23号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料16ページの議案書、17～22ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見

	聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。 策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料17ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 対象地の地番、期間、面積等は議案書に記載のとおりです。 権利設定を受ける者（借り手）は新規就農者であり、市農水課にて営農計画の審査を行った結果、参考資料19ページの「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」に定める基準を満たしていることを事務局にて確認済みです。 また、権利設定を受ける者（借り手）は現地の状況も把握しており、営農意欲も十分であることから、特段の問題はないものと思われます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
９番(二之宮委員)	議長。９番。９月18日（金）午前９時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部雑草などが繁茂していたものの、権利設定等を受ける者は、現地の状況を把握していることを事務局経由で確認できていることから、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第23号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第６、議案第24号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第６、議案第24号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 促進計画について、重複する内容は割愛させていただきます。 お手元の送付資料23ページの議案書、24ページの参考資料をご覧ください。 24ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地は、転借人が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和８年11月１日から令和11年10月31日までの３年間で、

	賃貸借により耕作するものです。対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
５番（小島委員）	議長。５番。９月 18 日（金）午前９時 30 分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 24 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第24号は承認されました。 議案第23号、議案第24号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので、本日配布しました回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第７、その他、諸般の報告について、４件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第７、その他、諸般の報告について、４件、報告いたします。 諸般の報告１、農地相談会について、報告いたします。 10 月 21 日（水）14 時～ 本年度 第２回目の農地相談会をＪＡさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで 実施する予定です。 農家の方へは、ＪＡの回覧で周知し、場所は ＪＡさがみ 玉縄支店で行います。相談者には あらかじめ予約をお願いしていますが、当日どうしても相談したいという場合は、飛込みでも相談を受付しています。相談希望の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。 なお、最適化活動の一環として、農業委員の方にも１名参加をお願いしておりまして、今回は、山中委員にご出席いただく予定となっています。宜しくお願いいたします。 次に、諸般の報告２、「令和８年熊本地震義援金」の振込について、ご報告します。

	先月の総会の諸般の報告におきまして、義援金として１人１口1,000円ずつ送金させていただくことで了承いただき、９月24日（木）に所定の口座へ振込を行いましたのでご報告いたします。 次に、諸般の報告３、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。作業は、10月16日（金）午前９時30分から草刈り等を行う予定です。本日、対象委員（二之宮委員、平井委員、石田委員、小島委員、山中委員）の方については、机上に資料を配布させていただきましたので、ご確認ください。なお、当日が雨天の場合は、23日（金）に延期とします。ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告４、次回は、10月28日（水）午後３時30分からで、会場は、鎌倉市役所　本庁舎４階　404会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和８年度第６回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会　長　平井保男

議事録署名委員　６番

関根豊

議事録署名委員　７番

郷原均